
日本機能水学会会報 No.17-1

令和 4(2022)年 7 月 20 日 日本機能水学会（編集責任 堀田国元）

〒141-0021 東京都品川区上大崎 2-20-8（一財）機能水研究振興財団内

TEL 03-3495-0251, E-mail: kinousui-gakkai@fwf.or.jp, <http://www.fwf.or.jp>

目 次

日本機能水学会 2021 年度事業報告	(1)
2022 年度事業計画	(1)
2021 年度決算報告	(2)
日本機能水学会第 8 期役員・評議員名簿	(3)
ウォーター研究会 2021 年度事業報告	(4)
2022 年度事業計画	(4)
生物安全実践講習会について	(5)
日本機能水学会会則	(8)
日本機能水学会入会申込書	(14)

日本機能水学会 2021 年度事業報告

1. 総会

令和 3 年 7 月 3 日 (土) 日本薬学会長井記念ホール (東京)

2020 年度事業報告・決算報告、2021 年度事業計画・予算の審議・承認

2. 学術大会

第 19 回 (大会長：今田千秋先生)：日本薬学会長井記念ホール (東京) テーマ：新時代を拓く機能水

3. 学術誌

「機能水研究」 Vol.15 No.2 (令和 3 年 4 月刊行) Vol.16 No.1 (令和 3 年 12 月刊行)

4. 講演会等

ウォーター研究会：3 回 (第 81～83 回； 7 月東京、10 月東京、2 月東京)

日本口腔機能水学会： 第 23 回学術大会 (2022 年 3 月札幌、ハイブリッド開催)

5. 各種活動

1) 理事会 第 1 回 (7 月 2 日)： 2020 年年度事業報告・決算、2021 年度事業計画・予算

2) 事務局：会員管理、年会費請求、会計収支集計、会務報告・会員名簿、学会誌、学術大会

3) 機能水ニュースレター： 機能水研究振興財団に協力し、計 6 号編集刊行 (No.100～106)

4) 分科会等 ウォーター研究会：2021 年度総会 (令和 3 年 7 月 3 日)、セミナー 3 回

日本口腔機能水学会： 2021 年年度総会・学術大会 (2022 年 3 月 26～27 日)

日本機能水学会 2022 年度事業計画

1. 総会

2022 年 7 月 8 日 (金)：日本感染症医薬品協会 4F 会議室を起点とした WEB 会議形式

2021 年度事業・決算報告、2022 年度事業計画・予算の審議

2. 学術大会ほか

第 20 回学術大会 2022 年 10 月 1～2 日 (土～日)： 日本薬学会長井記念ホール (東京)

大会長：岩澤篤郎先生 (東京医療保健大学大学院)

第 10 回国際レジオネラ学会・日本バイオフィルム学会・日本機能水学会共催シンポジウム

Legionella, Biofilm and Functional Water Joint Symposium (2022.9.24)

大会長：舘田一博先生 (東邦大学医学部)

3. 学会誌

「機能水研究」 Vol. 17 編集刊行 (No.1：9 月、No.2：令和 5 年 3 月を予定)

4. 理事会・委員会等活動

1) 理事会：事業計画・報告、予算・決算の審議

2) 評議員会：決算報告の審議：承認

3) 事務局：会務の連絡調整、会員・会計管理、ニュースレター・学会誌編集、学術大会事務運営

4) 学会誌委員会：機能水研究の企画、投稿論文募集・審査、編集

5) 学術集会委員会：講演会の企画調整、文献調査

6) 国際委員会：学術大会における国際セッション企画担当、連絡調整

7) 特別委員会：学会のあり方 (倫理、個人情報、規則などの検討) 等

5. 分科会・支部会等

ウォーター研究会：令和 4 年度総会 (令和 4 年 7 月 8 日)、セミナー 3 回 (第 84～86 回)

日本口腔機能水学会：令和 4 年度総会 学術大会 (令和 5 年 3 月 25 日(土) 26 日(日) 岡山県倉敷市予定)

日本機能水学会

令和3(2021)年度収支決算報告書(令和3年4月1日～令和4年年3月31日)

1. 収入の部

科目	予算	決算	差額	備考
年会費	2,100,000	2,080,000	20,000	
個人	900,000	880,000	20,000	正会員5千円×176口(正会員数170名)
賛助	1,200,000	1,200,000	0	24口分×5万円(24社)
その他の収入	500,000	1,703,383	△ 1,203,383	
広告	300,000	250,000	50,000	学会誌広告(20万)、誤入金(5万)
補助金戻り	0	368,000	△ 368,000	学術大会(30万)、W研(6.8万)
学会誌、冊子	50,000	69,100	△ 19,100	冊子代(6.9万)
その他	150,000	1,016,283	△ 866,283	5階使用料(50万+未収50万)、会場還付金(1.6万)、利息ほか
小計	2,600,000	3,783,383	△ 1,183,383	
繰越	1,407,541	1,407,541	0	
収入合計	4,007,541	5,190,924	△ 1,183,383	

2. 支出の部

科目	予算	決算	差額	備考
学会誌刊行費	450,000	487,030	△ 37,030	
印刷製本費	400,000	327,030	72,970	Vol.15-2(17.5万)、Vol.16-1(15.1万)
編集経費	50,000	160,000	△ 110,000	原稿料(15万)、表紙(1万)
学術集会等	350,000	453,950	△ 103,950	
開催補助	300,000	300,000	0	学術大会(30万)
旅費交通費等	50,000	0	50,000	
その他	0	153,950	△ 153,950	総会会場費(10.3万)、誤入金(5万→学術大会へ)
支部会運営費	200,000	100,000	100,000	口腔(0万)、関東(10万)、関西(0万)
業務委託費	1,000,000	1,000,000	0	機能水研究振興財団特別会員会費
管理費	500,000	1,395,701	△ 895,701	
消耗品費	10,000	34,100	△ 24,100	角2封筒(1000枚)
通信費	30,000	1,400	28,600	学会誌送料(台湾)
旅費交通費	150,000	43,000	107,000	理事会(4.1万)、会計監査(0.2万)
会議費	100,000	45,260	54,740	学術大会
賃借料	200,000	1,188,000	△ 988,000	5階部屋代(R3年5月分～R4年4月分)
その他	10,000	83,941	△ 73,941	学会専用パソコン(7.6万)、振込手数料(22件)
予備費	100,000	0	100,000	
支出合計	2,600,000	3,436,681	△ 836,681	
単年度収支差額	0	346,702		
次期繰越	1,407,541	1,754,243	△ 346,702	
銀行預金	211,501	1,049,069		
ゆうちょ銀行	922,033	155,567		
現金	24,007	49,607		
未収金	250,000	500,000		

2021年度収支監査報告書

2021年度の会計監査を厳密に行った結果、適正に処理されており、収支は正確であることを認める。

令和4年6月29日

監事 中山武久 

監事 

日本機能水学会第8期役員・評議員名簿

(2022年4月1日～2025年3月31日)

<役員：理事・監事> *委員長

理 事 長		吉川 敏一	(公財)ルイ・パストゥール医学研究センター理事長
副理事長	学会誌*	佐藤 勉	東海大学医学部 教授
理 事	国際交流・学会誌	荒川 真一	東京医科歯科大学大学院 教授
理 事	財務*・学会誌	菊地 憲次	(公財)ルイ・パストゥール医学研究センター 主席研究員
理 事	学会誌	菊野 理津子	(一財)北里環境科学センター 微生物部長
理 事	学術集会	小暮 実	元東京都中央区保健所生活衛生課
理 事	国際交流*	小山 勝弘	山梨学院大学スポーツ科学部・教授
理 事	学術集会	才原 康弘	(公財)ルイ・パストゥール医学研究センター 研究員
理 事	学術集会	須藤 良庸	ニプロ(株)機能水研究室
理 事	学術集会	霧 知光	雪の聖母会聖マリア病院 臨床・教育・研究本部長 副院長
理 事	学術集会*	内藤 博敬	静岡県立農林環境専門職大学 准教授
理 事	財務	中藤 誉子	(一財)機能水研究振興財団
監 事		鈴木 潔	鈴木食品微生物研究所
監 事		土崎 尚史	(株)日本微生物クリニック 代表取締役

<評議員>

評議員	五十嵐 康弘	富山県立大学工学部 教授
評議員	岩澤 篤郎	東京医療保健大学大学院医療保健学研究科 教授
評議員	鈴木 鐵也	クイーンズランド大学名誉教授
評議員	高木 弘隆	国立感染症研究所安全実験管理部 主任研究官
評議員	高見澤 一裕	岐阜大学名誉教授
評議員	田中 喜典	パナソニック (株)
評議員	内藤 裕二	京都府立医科大学大学院医学研究科生体免疫栄養学講座
評議員	錦 善則	デノラ・ペルメレック (株) 技術顧問
評議員	早川 享志	岐阜大学名誉教授
評議員	藤原 功一	公財)ルイ・パストゥール医学研究センター 研究員
評議員	両角 久	(株)コスモテクノ
評議員	宮下 公一	豊橋技術科学大学 環境・生命工学系

*事務局：機能水研究振興財団内に置く。事務局長は堀田国元。

ウォーター研究会

2021 年度事業報告

第 81 回セミナー：令和 3 年 7 月 3 日（土）日本薬学会 長井記念ホール（長井記念館 B1F）

来場者：35 名 WEB 参加：約 20 名

1. 機能水を巡る動向 2021-1：堀田国元（（一財）機能水研究振興財団）
2. 教育講演：医学を科学する：イベルメクチンの COVID-19 への適応拡大で見えてきたもの
八木澤守正先生（北里大学大村智記念研究所感染症制御研究センター客員教授）
3. 次亜塩素酸水中の HOCl と OCl⁻の平衡に影響する NaCl 濃度の検証：Excel による簡便な検証法
鈴木潔（（株）鈴木微生物研究所）
4. 電解水手洗いの評価：斎藤 渉 ATP・迅速検査研究会・キッコーマンバイオケミファ(株)
5. コロナ禍におけるオゾン水の動向およびオゾン水とオゾンガスの不活化機構の違い
錦善則（日本医療・環境オゾン学会）

第 82 回セミナー＜理化学・技術セッション＞：

令和 3 年 10 月 30 日（土）日本機能水学会第 19 回学術大会

1. 水道電解水の生成構造および殺菌性能：梅本歩・佐藤基和（TOTO 株式会社 技術本部）
2. 教育講演：ダイヤモンド電極の最近の展開と電気化学センサーへの応用
栄長泰明（慶応義塾大学理工学部教授）
3. ダイヤモンド電極を用いた残留塩素濃度 モニター：宮村和宏（株式会社堀場アドバンスドテクノ）
4. リアルタイム有効塩素濃度測定のための BDD 電極センサーの開発：両角 久（株式会社コスモテクノ）

第 83 回セミナー：令和 3 年 2 月 5 日（土）オンライン開催 WEB 参加：約 50 名

1. 機能水を巡る動向 2021-3：堀田国元・本間茂・中藤誉子（（一財）機能水研究振興財団）
2. リアルタイム有効塩素濃度測定のための BDD 電極センサーの開発 両角 久（株）コスモテクノ）
3. アルカリ性電解水の活用：コインランドリーにおける展開 高梨健太郎（株）wash-plus）
4. 腸管粘膜免疫とアルカリイオン水：東村泰希先生（石川県立大学生物資源環境学部食品科学科准教授）
5. 新たに医療機器認可を獲得した手指消毒装置について：石渡幸則（ホシザキ(株)）

2022 年度事業計画

1. 総会 令和 4 年 7 月 8 日（金）：日本感染症医薬品協会ビル 4F 会議室
2. セミナー 第 84 回～第 86 回
 - 1) 第 84 回 令和 4 年 7 月 8 日（金）：日本感染症医薬品協会ビル 4F 会議室
講演 1. 歯科臨床における感染対策と機能水用
佐藤勉先生（東海大学医学部/（公財）ルイ・パストゥール医学研究センター）
2. レジオネラ属菌の特徴とレジオネラ症の発生状況
古畑勝則先生（麻布大学生命・環境科学部臨床検査技術学科微生物学研究室）
3. 機能水をめぐる近況について
堀田国元先生（（一財）機能水研究振興財団）
 - 2) 第 85 回 令和 4 年 10 月 1 日または 2 日：日本機能水学会第 20 回学術大会中の 1 セッションとして
 - 3) 第 86 回 令和 5 年 2 月または 3 月に開催予定

生物安全実践講習会

私たちは各種の微生物と共存して生活していますが、感染症を引き起こす感染症病原体(主に細菌やウイルスなどの病原体)とは、遠い昔から闘いを続けており、今も各種の感染症の流行、薬剤耐性菌の出現と伝播、さらにはバイオテロなどの脅威に曝されています。

それらを回避、制御、克服するために国は、公衆衛生指導やワクチン・抗生物質の開発・導入を進め、近年はHACCP(Hazard Analysis and Critical Control Point)に沿った衛生管理や、ヒト・動物・食品・環境を関連付けて総合的に研究し薬剤耐性菌対策を構築するワンヘルス(One Health)という考え方などの新しい政策を打ち出し・推進しています。

感染症の発生・流行は、病原体、感染経路、および宿主(ヒト)の感受性の3条件がそろって起きます。したがって、これらに関連する確かな最新知識と技術を学び身に着けることが、病原体の感染を防ぎ、感染症に対する個人および社会の安全性を高めていく上で不可欠です。しかしながら現在、我が国では上記のことを学ぶことができる教育の場が極めて限られています。

以上のことを踏まえて、近代細菌学の祖であるルイ・パストゥール(仏;1822-95)の理念に基づき研究活動をしているルイ・パストゥール医学研究センターと殺菌性機能水の標準化と効果的使用法に取り組んでいる機能水研究振興財団では、感染症対策の教育の場として「生物安全実践講習会」を共同公益事業として立ち上げることになり、国立感染症研究所など公的研究機関出身の感染症専門家の協力・指導ならびに関係企業の賛同を得て制度設計やカリキュラム構築などの準備を進め、実現に至りました。

運営委員会（専門委員会含む）委員

運営委員長	吉川敏一	(公財) ルイ・パストゥール医学研究センター理事長
運営副委員長	堀田国元	(一財) 機能水研究振興財団理事長
委員	岩澤篤郎	東京医療保健大学教授
	鹿住祐子	元結核予防会結核研究所 抗酸菌部結核菌情報科
	菊地憲次	(公財) ルイ・パストゥール医学研究センター 主席研究員
	木ノ本雅通	元国立感染症研究所 細菌・血液製剤部 主任研究官
	才原康弘	(公財) ルイ・パストゥール医学研究センター研究員
	佐々木次雄	元国立感染症研究所 細菌第二部室長
	佐藤勉	東海大学医学部教授
	霜島正浩	(株) スギヤマゲン 学術室 開発室長
	関口勝美	(株) アルバーネット 代表取締役・BSL 施設管理指導者
	辻井栄作	京都大学 研究推進部 研究規範マネジメント室
	中野隆史	大阪医科薬科大学医学部教授
	花木秀明	北里大学 大村記念研究所 感染症制御研究センター長
	林邦彦	(株) 池田理化 営業本部 遺伝子関連検査技術部アドバイザー
	藤原功一	(公財) ルイ・パストゥール医学研究センター 研究員
	本間茂	ATP・迅速検査研究会
	八木澤守正	北里大学 大村智記念研究所 感染制御研究センター 客員教授
	吉澤重克	元千葉県家畜衛生研究所主幹
事務局担当	清水雅俊	(一財) 機能水研究振興財団
協力団体：	日本機能水学会、日本口腔機能水学会、(一財) 北里環境科学センター	
協力企業：	ニプロ株式会社、サラヤ株式会社、キッコーマンバイオケミファ株式会社	
	アゼアス株式会社 株式会社 mil-kin、興研株式会社、日本微生物クリニック株式会社	



公益財団法人
ルイ・パストゥール医学研究センター



一般財団法人
機能水研究振興財団

生物安全実践講習会

ウィズコロナ時代の感染症対策教育

新型コロナウイルス感染症のパンデミックな流行により、感染防御対策や公衆衛生についての関心が高まり、体系的に学べる場が求められています。本講習会は、そうした要望に応えるべく、(公財)ルイ・パストゥール医学研究センターと(一財)機能水研究振興財団の共同公益事業として令和2年2月より開始しました。法令を含め、病原体の基礎知識と取扱い技術、感染予防のための衛生管理、感染症発生後の危機管理等に関して、豊富な知識と経験を持つ著名な研究機関や大学の出身者または現役研究者ならびに実務経験豊富な協力企業の担当者が指導に当たっています。また、厚労省などからの招待講師による「今知っておくべき新知識・新情報」に関する特別講演が行われます。

下表のように、4つのコース(基盤、実践A、実践B、特別)が設定され、それぞれに準備されたテキスト(事前配布)を用いて行われる座学と実習を通じて重要な法令、知識と技術を学ぶことができます。受講後の理解度試験に合格すると生物安全技能士の資格を取得できます(有料;3年毎更新)。資格取得者には、事務局から感染対策関連情報を随時提供します。



資格認定証

講義資料



受講後のアンケート結果

◆各コースの概要

コース	対象者	期間	資格
基盤コース	病原体基盤知識必要者 (一般的な衛生管理に関わる従事者)	1日	第一種生物安全技能士
実践コースA	受動的病原体接触者 (医療・歯科施設、介護施設、食品製造施設、関係行政機関などの従事者)	1.5日	第二種生物安全技能士
実践コースB	能動的病原体接触者 (病原体取扱実験施設、医療関係施設、大学などの従事者)	2日	第三種生物安全技能士
特別コース	生物安全に関わる特別事案関係者 (病原体運搬、輸入感染症、施設内感染制御などの従事者)	3日	第四種生物安全技能士

基盤コース



座学（三密回避・マスク着用）



実習：マスク装着



細菌の顕微鏡観察



衛生的な手洗い



A T P ふき取り検査

実践コースB



座学（三密回避・マスク着用）



病原体の梱包



安全キャビネットの使用法



安全キャビネットの性能チェック



防護服の正しい着脱
N95マスク、ゴーグル、手袋、シューズ



生物安全実践講習会

公益財団法人 ルイ・バスターール医学研究センター／一般財団法人 機能水研究振興財団

問合せ先：（一財）機能水研究振興財団

担当：清水雅俊 03-5435-8501, kinousui-zaidan@fwf.or.jp

プログラム
開催日程など
詳しくはこちら



<https://biosafetyforum.wixsite.com/seibutuanzen>

日本機能水学会会則

(最新改定 2018.6.30)

第1章 総則

第1条 本会は、日本機能水学会〔The Japanese Society for Functional Water(JSFW)〕と称する。

第2条 本会は、機能水および関連領域の科学の進歩とその普及を図るとともに、会員相互の交流および国際的な学術交流に寄与することを目的とする。

2 機能水の定義は、「人為的な処理によって再現性のある有用な機能を獲得した水溶液の中、処理と機能に関して科学的根拠が明らかにされたものおよびされようとしているもの」とする。

第3条 本会の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 日本機能水学会誌（機能水研究；The Journal of Functional Water）、学術図書などの刊行
- 2) 年次学術大会などの学術集会の開催
- 3) 国内外の関連学会、関係機関との連絡協力
- 4) 研究および業績の表彰
- 5) その他本会の目的の達成に必要な事業

第4条 本会の事務局は、理事会の議を経て理事長が指定する場所に置き、学会誌に明示する。

- 2 事務局の場所と業務は細則に定める。
- 3 業務継承の重要性に鑑み、事務局長は事務局委嘱先より選出され、事務局業務を統括する。

第2章 会員

第5条 本会の会員の種類は、次のとおりとする。

- 1) 正会員
- 2) 学生会員
- 3) 終身会員（称号）
- 4) 賛助会員
- 5) 名誉会員
- 6) 特別会員

第6条 正会員は、国内外を問わず本会の目的に賛同する機能水および関連領域の研究者またはこれに関心をもつ個人で、細則に定める年会費を納める者とする。

2 正会員は、当学会の事業活動に積極的に参加するよう努めなければならない。

第7条 学生会員は、本会の目的に賛同する大学院、大学およびこれらに準ずる教育研究機関の院生・学生で、細則に定める年会費を納める者とする。

第8条 終身会員（称号）は、会員資格を連続して10

年以上維持する70歳以上の正会員で、3万円を納める者とする。以後、年会費の納入を必要としない。

第9条 賛助会員は、国内外を問わず、本会の目的に賛同し、その事業を後援するために細則に定める年会費を納める団体または個人とする。

第10条 名誉会員は、機能水分野での学術的貢献または当学会への貢献が顕著な会員の顕彰（称号授与）のために、細則に則り選出される個人とする。

第11条 特別会員は、機能水に関係する公益的な活動を行なっている団体で、理事会の議を経て決定する。

第12条 会員として入会を希望する者は、所定の入会申込書を事務局に提出する。入会の可否は事務局長が判断し、理事会に報告する。

第13条 会員は、細則に定める権利を有する。

第14条 年会費は前納制とし、会員は毎年度初めに事務局からの請求に応じて納入しなければならない。

2 年会費の改定は理事会の議を経て総会において決定する。

第15条 会員は、次のいずれかに該当する場合、会員資格および細則に定める会員の権利を喪失する。

- 1) 退会者。退会を希望する会員は、退会届を事務局長に提出する。なお、年会費の未納がある場合にはこれを完納しなければならない。
- 2) 納入催告を無視した会費滞納および本会に対する運営妨害または誹謗中傷などの名誉毀損により、理事会において除名が議決された会員。

第3章 役員および評議員

第16条 本会に次の役員（理事、監事）および評議員を置く。

- 1) 理事 15～20名
- 2) 監事 2名
- 3) 評議員 10名以内

第17条 理事は、正会員の中より細則に則り選出され、理事会を構成し、本会の会務を審議し、実行する。

2 理事長は、理事の互選により選出され、本会を代表し、会務を総理する。

3 副理事長は、理事長により選任され、理事長を補佐する。理事長に支障あるときはその職務を代行する。

第18条 監事は、理事を除く正会員の中より細則に則り選出され、本会の事業、資産および経理を監査す

る。

第 19 条 評議員は、正会員の中より細則に則り選出する。

第 20 条 理事、監事、評議員の任期は 3 年とする。

2 理事、監事の重任は 2 回までとする。

3 理事、監事、評議員のいずれか 2 つを兼任することはできない。

第 21 条 理事、監事および評議員に欠員が生じた場合、理事長は正会員の中より候補者を推薦し、理事会の承認を受けて補充することができる。補欠による任期は、前任者の残任期間とする。

第 4 章 会議

第 22 条 本会に次の会議を置く。

- 1) 総会
- 2) 理事会
- 3) 評議員会
- 4) 専門委員会
- 5) 特別委員会
- 6) その他理事会が必要と認める会議

第 23 条 総会は、本会の最高議決会議であり、事業報告・収支決算、事業計画・収支予算、およびその他の重要事項について審議決定する。

2 総会は、年 1 回（原則として年度終了後 3 ヶ月以内）理事長が招集・開催する。

3 総会の議長は理事長が務める。

4 総会は、会員の 1/10 以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。

5 議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第 24 条 理事会は、理事長が定例として年 2 回以上招集する。

2 理事総数の 1/3 以上または監事より、審議すべき事項を示して理事会招集の請求があったときには、理事長はできる限り速やかに臨時理事会を招集しなければならない。

第 25 条 理事会は、理事長が議長となり、本会の事業、運営、財務について審議する。

2 理事会は、専門委員会を統括する。

3 理事会は、委任状を含めて理事総数の過半数の出席をもって成立する。

4 議事は、出席理事の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第 26 条 評議員会は、理事長が年 1 回総会時に招集し、収支決算報告の審議・承認を行う。また、特別委員

会の分掌、理事長からの諮問に対する答申を役割とする。

2 議長は評議員の互選で選出する。

3 評議員会は委任状を含めて評議員総数の過半数の出席をもって成立する。

4 議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第 27 条 専門委員会は、理事会の議を経て設置し、会務執行を補佐する。専門委員は細則に則り理事会の議により選出する。専門委員の任期は 3 年とし、重任を特に制限しない。

第 28 条 特別委員会は、理事会の議を経て、学会あり方委員会、役員・評議員選考委員会、およびその他の特別委員会を置くことができる。

2 特別委員は、細則に則り理事会の議により選出する。

3 特別委員の任期は 3 年とし、重任を特に制限しない。

第 5 章 支部会および分科会

第 29 条 支部会は、理事会の議を経て地域別に置くことができ、地域別の学術集会を企画、運営する。

第 30 条 分科会は、理事会の議を経て置くことができ、分野別の課題について検討し、学術集会を企画、運営する。

第 6 章 学術集会および学会誌

第 31 条 学術集会は、理事会の議を経て、次の集会を開催する。

- 1) 年次学術大会
- 2) 支部会・分科会
- 3) 講演会・セミナー
- 4) ワークショップ
- 5) 講習会・研修会
- 6) その他理事会で決定した集会

第 32 条 学会誌は、細則に則り刊行する。

第 7 章 資産および会計

第 33 条 本会の資産は、次のとおりとする。

- 1) 財産目録記載の財産
- 2) 会費
- 3) 事業に伴う収入
- 4) 資産から生じる収入
- 5) 寄付金品
- 6) その他の収入

第 34 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 35 条 本会に対する寄付または補助金などは、理事会の議を経て受けることができる。

第 8 章 会則および細則の改定

第 36 条 会則の制定および改定は、理事会の議を経て、総会において決定する。

第 37 条 細則の制定および改定は、理事会の議を経て、総会において決定する。

第 38 条 内規の制定および改定は、理事会において決定する。

附則

- 1.この会則は、平成 14 年（2002 年）9 月 13 日より施行する。
- 2.この会則は、平成 15 年（2003 年）6 月 21 日に改定した。
- 3.この会則は、平成 30 年（2018 年）6 月 30 日に改定した。

日本機能水学会細則

(最新改定 2018.6.30)

第1章 総則関係

第1条 学会誌および学術集会

1) 学会誌

- ① 学会誌「機能水研究 (The Journal of Functional Water)」は、年2回以上発行する。
- ② 学会誌は、会員に無償で配布する。
- ③ 会員は、学会誌へ別に定める日本機能水学会誌投稿規定により、投稿することができる。

2) 学術集会

- ① 年次学術大会は、毎年1回秋季に開催する。
- ② 年次学術大会長は、事務局長を含めた学術集会委員会で候補者を選考し、理事会の承認を経て選任する。
- ③ その他の学術集会は、春季または夏季に開催することを原則とし、年次学術大会と連携して開催することができる。
- ④ 学術集会における研究発表は、会員に限る。ただし、会員の知識の向上などを目的に行われる講演に関してはその限りでない。
- ⑤ 学術集会への参加者は、所定の参加費を納めるものとする。
- ⑥ 学術集会において発表される内容の要旨は、学会誌または要旨集に掲載する。
- ⑦ 分科会の学術集会については、当該分科会に一任する。

第2条 事務局

1) 一般財団法人機能水研究振興財団(東京都品川区上大崎2丁目20番8号)内に置く。

2) 事務局業務(下記)は、機能水研究振興財団に委嘱し、事務局長が統括する。

- ① 会員の管理：入退会(会員異動を学会誌またはホームページに掲載)、名簿、会費納入

※個人会員情報の取扱いは、個人情報取扱い規定に従って慎重に行う。

※会費滞納者(3年)については、幽霊会員の状態で放置せず、理事会に報告する。

- ② 会計の管理：一般会計、特別会計

- ③ 役員(理事・監事)、評議員の管理：名簿、任期、役職

- ④ 各種文書の作成・管理：事業計画・報告、予算・

決算、会則・細則・内規、投稿規定

- ⑤ 会議(総会、理事会、評議員会)における資料の準備、議事録の保管

- ⑥ 学会誌およびニュースレターの編集・作成および配布・管理

- ⑦ ホームページの管理

- ⑧ 各種学会活動の補佐

- 3) 事務局業務委嘱料は、事務局長が委嘱先と交渉して取り決める。

第2章 会員関係

第3条 会員の義務

1) 年会費は次のとおりとする。

- ① 正会員 5,000円。
- ② 学生会員 3,000円。
- ③ 賛助会員 50,000円(1口)。ただし、複数口も可。
- ④ 特別会員 理事会の議を経て決める。
- ⑤ 終身会員および名誉会員は、年会費の納入を必要としない。

- 2) 事務局は、年度初めに正会員、学生会員および賛助会員へ年会費の請求を行う。また、滞納者に対しては督促を行う。

第4条 会員の権利

- 1) 会員は、総会に参加できる。正会員は意見を述べ、議決に加わることができる。

- 2) 学術集会など本会が開催する行事に有償または無償で参加できる。ただし、年会費未納の場合は非会員扱いとなる。

- 3) 会員は、日本機能水学会誌の無償配布および本会刊行の学術図書や資料等の有償または無償の配布を受けることができる。

第5条 名誉会員

- 1) 名誉会員(称号)は、満70歳に達した個人会員を対象とし、特別委員会(学会あり方委員会)において以下の各号に関して、3項以上の条件を満たす会員を候補者として選考し、理事会および評議員会の承認を経て授与する。

- ① 機能水および関連領域の科学の進歩、あるいは本会の発展への著しい寄与。

- ② 学術集会における顕著な業績の発表。

- ③ 役員・評議員として通算3期以上の実績
- ④ 年次学術大会長、支部長、分科会長としての実績。
- 2) 海外において長年にわたって機能水の基礎・応用研究を展開し、本学会への貢献が著しい個人に対して理事会の議を経て授与する。

第6条 特別会員

- 1) 理事会の議を経て選出される。
- 2) 特別会員の入会金および年会費は無料を原則とするが、場合により理事会の議を経て有料とすることもできる。
- 3) 特別会員の特典は、情報提供(ニュースレターなど)とホームページのリンクとする。

第3章 役員および評議員関係

第7条 役員(理事、監事)および評議員の選出手順

- 1) 理事会は、非改選の理事および評議員の中から役員・評議員選考委員会を構成する委員を選出し、候補者の推薦を委嘱する。
- 2) 理事会は、若干名の候補者を推薦することができる。
- 3) 役員・評議員選考委員会は、下記の事項を考慮して理事・監事・評議員の候補者を選考し、理事長に答申する。

＜選考の際に考慮すべき事項＞

- ① 役員改選は、事業運営の継続性を考慮して、全体の半数を原則とする。
- ② 理事の構成は、専門的分野、地域、世代および学術的活動性などを勘案する。
- ③ 役員は、満75歳を超えて新たな任期に就任できない。
- ④ 評議員は、満80歳を超えて新たな任期に就任できない。
- ⑤ 任期の途中で欠員が生じた場合は、理事会において対応を協議決定する。
- 4) 理事長は、理事会および評議員会の議を経て候補者の承認を総会に諮る。

第4章 会議関係

第8条 総会

- 1) 総会は、原則として年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 2) 総会での審議事項は、理事会および評議員会の議を経ることを原則とする。
- 3) 総会開催に当たって、事務局は以下の作成を担当する。

- ① 紙ベースの事業計画・収支予算および事業報告・決算の案。
- ② 議事進行次第
- ③ 議事録案。

第9条 理事会

- 1) 通常理事会は、総会時と年次学術大会時の年2回開催することを原則とする。
- 2) 事業計画・収支予算および事業報告・決算の案は、専門委員会・特別委員会の報告に基づき事務局長がまとめ、理事会に提出する。
- 3) 理事会議事録は、事務局長が案を作成し、理事長と監事が議事録署名人となる。
- 4) 年次学術大会については、大会長・事務局を中心とする独自計画・予算とし、学術大会直前の理事会において大会事務局より準備状況報告を受ける。
- 5) 理事会の活動費用、旅費、交通費は内規に定める。

第10条 評議員会

- 1) 決算報告など審議事項の結果は、議長から理事長へ報告する。
- 2) その他、理事長の諮問に適宜応じて審議し、議長名で答申する。
- 3) 議事録は議長が作成し、互選された議事録署名人とともに署名し、事務局が保管する。
- 4) 評議員会の活動費用、旅費、交通費は内規に定める。

第11条 専門委員会

- 1) 当面、財務・庶務委員会、学術集会委員会、学会誌委員会、国際交流委員会、技術・標準化委員会の5委員会とする。その他、理事会で必要と認めた委員会を適宜設置する。
- ① 財務・庶務委員会：事務局と協働し、財務、広報などを分掌する。
- ② 学術集会委員会：講演会、講習会、研修会などの集会を分掌する。
- ③ 学会誌委員会：学会誌を分掌し、学会誌投稿規定を作成する。
- ④ 国際交流委員会：諸外国の機能水研究者との交流を分掌する。
- ⑤ 技術・標準化委員会：科学技術情報の入手と整理、用語・評価法などを分掌する。
- 2) 各委員会は、理事会で選出された2~3名の理事で構成する。専門知識を有する評議員や正会員を加えることができる。委員数は5名までを原則とする。
- 3) 専門委員会の活動費用、旅費、交通費は内規に定める。

第12条 特別委員会

- 1) 学会あり方委員会は、原則として理事・評議員・事務局長で構成される。委員数は原則として7名までとする。
- 2) 役員・評議員選考委員会は、原則として非改選の理事・評議員の中から理事会において選出する。委員数は原則として7名までとする。
- 2 当該改選期の年度初めに活動を開始し、総会直前の理事会・評議員会までに選考を終え、理事長に答申する。
- 3) 特別委員会の委員長は原則として評議員が務める。
- 4) 特別委員会の活動費用、旅費、交通費は内規に定める。

第5章 支部会および分科会関係

第13条 支部会

- 1) 理事会の議を経て全国各地に支部を置くことができる。
*現在、関東支部会（ウォーター研究会）、関西支部会（関西ウォーター研究会）がある。
- 2) 各支部長は、理事会において承認する。

3) 各支部は、支部役員を選任し、年次活動計画を立て、実行する。

4) 各支部は、活動補助費を事務局（本部）から受けることができる。

5) 年度末に活動報告を事務局宛てに提出する。

第14条 分科会

1) 学術的また機能的分野に分け、理事会の議を経て分科会を設けることができる。

2) 分科会長は、理事会において承認する。

3) 各分科会は、分科会役員を選任し、年次活動計画を立て、実行する。

4) 各分科会は、活動補助費を事務局（本部）から受けることができる。

5) 年度末に活動報告を事務局宛てに提出する。

附則

1. この細則は、平成15年6月21日から施行する。
2. この細則は、平成30年（2018年）6月30日に改定した。

FAX : 03-5435-8522 (一般財団法人機能水研究振興財団内 日本機能水学会事務局)

Mail : kinousui-gakkai@fwf.or.jp

日本機能水学会 正会員・学生会員申込書

申込年月日 年 月 日

1. 会員の種類 (○で囲んでください) : 正会員 学生会員

ふりがな

2. 氏 名 : _____

3. 所 属 : _____

〒

4. 住 所 : _____

5. T E L : _____ F A X : _____

6. E-Mail : _____

※お願い 下記研究会に既に所属している場合は、○印を記入してください。

機能水研究振興財団賛助会員、日本口腔機能水学会、関西ウォーター研究会、
アルカリイオン整水器協議会、微酸性電解水協議会、日本医療・環境オゾン学会

【会費について】

年会費(消費税不課税)は、正会員(個人) 5,000 円、学生会員 3,000 円です。会計年度は4月～翌3月です。
会員は、学会誌(当面、年1～2回)の配布を受け、各種集会に会員価格にて参加することが出来ます。

【会費 振込先】

会費は下記へお振込み下さい。

振込手数料についてはご負担願います。また、会員氏名と振込み名義人が一致する様ご配慮頂きたくお願い申し上げます。

・ ゆうちょ銀行 〇一九(ゼロイチキュウ)店 当座 〇 3 3 2 7 2 3

口座名義 日本機能水学会

問合せ先 日本機能水学会 事務局

〒141-0021 東京都品川区上大崎 2-20-8

一般財団法人 機能水研究振興財団内

TEL 03-3495-0251 FAX 03-5435-8522

FAX : 03-5435-8522 (一般財団法人機能水研究振興財団内 日本機能水学会事務局)

Mail : kinousui-gakkai@fwf.or.jp

日本機能水学会 賛助会員申込書

申込年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

ふりがな

1. 会社名 :

ふりがな

2. 担当者名 :

3. 部署 :

〒

4. 住所 :

5. TEL :

FAX :

6. E-Mail :

※お願い 下記研究会に既に所属している場合は、○印を記入してください。

機能水研究振興財団賛助会員、日本口腔機能水学会、関西ウォーター研究会、
アルカリイオン整水器協議会、微酸性電解水協議会、日本医療・環境オゾン学会

【会費について】

年会費(消費税不課税)は、50,000 円(一口)です。会計年度は 4 月～翌 3 月です。

会員は、学会誌(当面、年 1～2 回)の配布を受け、各種集會に会員価格にて参加することが出来ます。

【会費 振込先】

会費は下記へお振込み下さい。なるべく、郵便振替をご利用下さいませお願い致します。

また、振込手数料についてはご負担願います。

・ ゆうちょ銀行 〇一九(ゼロイチキュウ)店 当座 〇 3 3 2 7 2 3

・ 三菱UFJ銀行 恵比寿支店 普通 1 4 1 4 8 0 7

口座名義 日本機能水学会

問合せ先 日本機能水学会事務局

〒141-0021 東京都品川区上大崎 2-20-8

一般財団法人 機能水研究振興財団内

TEL 03-3495-0251 FAX 03-5435-8522